

税理士の皆様の更なる発展を願って

平成29年10月20日(金)に、リーガロイヤルホテル東京において「TKCタククスフォーラム2017」を開催しました。今回から開催時期を変更しましたが、500名を超す多くの皆様にご来場賜り、無事に終えることができました。共催の公益財団法人租税資料館をはじめ、後援いただいたTKC全国会、講師をお引き受けいただいた皆様のご支援・ご協力に深く感謝申し上げます。

今回のフォーラムも昨年と同様に、税理士の皆様の業務遂行にとつて参考となる事柄をテーマとした4部構成としました。

第1部は、「非上場株式会社等の納税猶予をめぐる雇用確保要件の検討——平成29年度税制改正が実務に与える影響と今後の課題」と題したTKC九州会の税理士による研究発表でした。相続税の課税根拠と課税方式を整理し、事業承継税制の創設・変遷や諸外国の税制の検討等を踏まえて、雇用確保要件の見直しのほか、猶予税額の免除への切り替え、税額控除の導入などの提言がなされました。

第2部は、中里実東京大学大学院教授・政府税制調査会会長の「今後の税制の課題と改正の動向——納税手続の改革を中心に」と題した講演でした。政府税調の議論にも、執行面について、納税手続きの現場の意見は不可欠であるとの見解を示され、納税者利便の向上と公平・公正な課税の実現という観点から、納税手続きの電子化を推進する背景や海外の納税実務の状況の調査なども踏まえた今後の方向性及び税理士業務への影響などについて最新の貴重なお話を伺うことができました。

第3部は、「租税訴訟における要件事実・事実認定の考え方——裁判官による判断の構造」と題して、伊藤滋夫法科大学院要件事実教育研究所顧問による講演の後、増田英敏専修大学教授との対談をしていただきました。元裁判官で要件事実論の精通者から、裁判官が法的問題や事実問題に関する判断をどのように行っているかについて、租税事件に即した説明を伺うことができました。また、対談を通して、税理士が要件事実論を学ぶ意義等について理解を深めることができました。

第4部は、増田稔国税不服審判所長の「国税不服審判所の現状について——不服申立制度の改正から約1年が経過して」と題した講演でした。不服申立制度の見直しのポイントや国税不服審判所の現状を丁寧にご説明されたほか、任期付審判官についても紹介いただきました。結びに、今後とも「TKCタククスフォーラム」が税理士の皆様の更なる発展のために些かなりとも貢献できるよう努めて参ります。